

総務常任委員会

平成24年3月16日（金曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成 2 4 年 3 月 1 6 日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成 2 4 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 9 号 平成 2 3 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 1 4 号 東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 旭市暴力団排除条例の制定について
- 議案第 1 8 号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 9 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 3 7 号 財産の取得について

《付託請願》

- 請願第 1 号 旭市建設工事入札における入札参加者の資格要件の制定を求める請願

出席委員（7 名）

委員長	木 内 欽 市	副委員長	伊 藤 保
委員	高 橋 利 彦	委員	柴 田 徹 也
委員	太 田 將 範	委員	飯 嶋 正 利
委員	大 塚 祐 司		

欠席委員（なし）

委員外出席者（４名）

議 長 林 一 哉

議 員 日 下 昭 治

（請願紹介議員）

議 員 景 山 岩三郎

議 員 宮 澤 芳 雄

（請願紹介議員）

説明のため出席した者（２０名）

副 市 長 増 田 雅 男

秘書広報課長 伊 藤 浩

行政改革推進課長 林 清 明

総 務 課 長 神 原 房 雄

企画政策課長兼被災支援室長 米 本 壽 一

財 政 課 長 加 瀬 正 彦

税 務 課 長 佐 藤 一 則

市民生活課長 斉 藤 馨

会 計 管 理 者 花 香 寛 源

消 防 長 佐 藤 清 和

監 査 委 員 馬 淵 一 弘

そ の 他 担 当 員 9名

事務局職員出席者

事 務 局 長 堀 江 通 洋

事務局次長 向 後 嘉 弘

主 査 榎 澤 茂

開会 午前10時 0分

○委員長（木内欽市） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、日下昭治議員、景山岩三郎議員、宮澤芳雄議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 3分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 3分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

本日は、総務常任委員会を開催していただきまして、大変ありがとうございます。

3月2日の本会議におきまして、本委員会に付託いたしました議案は11議案と、それと請願1件でございます。当初予算というようなことで一番大事な予算でございますので、ひとつ十二分に審議していただきまして、ご理解を賜るようお願いを申し上げまして、整いませんけれどもあいさつとさせていただきます。本日は大変ご苦労さまでございます。

○委員長（木内欽市） ありがとうございました。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号、平成24年度旭市一般会計予算の議決についてのうちの所管事項の1議案、議案第9号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうちの所管事項の1議案、議案第14号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の制定についてを含む条例関係が7議案、議案第30号、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてが1議案、議案第37号、財産の取得についてが1議案の合計11議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

本日はご苦勞さまでございます。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（木内欽市） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月2日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成24年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第9号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の制定について、議案第15号、旭市暴力団排除条例の制定について、議案第18号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、千葉県市町村

総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第37号、財産の取得についての11議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第1号、平成24年度旭市一般会計予算の議決につきまして補足説明申し上げます。

既に過日の全員協議会におきまして概要を説明申し上げたところでございまして、本会議の中でも補足説明を申し上げております。あとは何点か絞りまして、所管課より補足説明をさせていただきます。

まず最初に財政課からなんですけれども、平成24年度に実施予定の災害関連事業について申し上げます。

それでは、お手元に1枚配布してあると思うんですけれども、平成24年度災害関連事業一覧、これをご覧いただきたいと思います。

この表につきましては、上段に災害復興基金充当事業、中段に災害復興基金充当事業以外の事業、そして下段には23年度から24年度への災害関連の繰越事業を一覧としてまとめてございます。

上段の災害復興基金の充当事業につきましては、当初予算の概要に記載するとともに、全員協議会において説明をしておりますので、中段の災害復興基金充当事業以外の事業から説明いたします。

まず1番の防災対策事業でございますが、防災訓練や防災に関する啓発事業、備品、備蓄品の整備等を恒常的に行うための事業でございますが、防災服、それから防災用ヘルメットの購入、備蓄用毛布の充足率を高めるため、1,127万4,000円を計上しております。

2番の被災者住宅再建支援事業は、液状化等の被災住宅で生活再建支援制度が適用されない世帯に対しまして、県と市が連携して独自の支援策を講じるものでございます。住宅の解体、地盤復旧世帯に対しまして上限100万円、半壊補修世帯に対して上限25万円を補助するもので、見込み世帯数を乗じて1億2,000万円を計上しております。

3番の塵芥処理施設運営費は、旭市クリーンセンター等の維持管理経費を計上してある事業でございますけれども、ここの中で災害関連経費として478万8,000円の計上、これはクリーンセンターの焼却灰や排ガス及び最終処分場の放流水や地下水の放射性物質について検査

業務を行う予定でございます。

4 番の国民宿舎施設解体事業は、今後さらに関係各位のご意見をいただくということにいたしましたことから、減額補正案を議案第38号として追加提案させていただいたところでありますので、よろしくお願いいたします。

5 番の商工観光施設災害復旧費は、矢指ヶ浦海水浴場に係る復旧工事でパーゴラ等の設置工事費として350万円を計上するものです。

6 番の住宅・建築物耐震化促進事業は、木造住宅の耐震化促進のため、耐震診断に係る費用の一部を助成してきたものですが、耐震改修にかかります設計・監理及び工事費に対する補助として新規に800万円を計上しております。

7 番の仮設住宅管理費は、仮設住宅集会場及び共用部分の維持管理費で光熱水費や浄化槽の維持管理委託料等として565万円を計上しています。

8 番の消防庫整備事業2,019万4,000円の計上は、飯岡3分団3部の消防庫について建設予定地を変更して建設いたします。

9 番の小学校要保護準要保護児童援助費20万4,000円と、10番の中学校要保護準要保護生徒援助費8万3,000円は、原発避難者特例法関係の支給見込額を計上しております。

下段の繰越事業でございますが、1 番の災害廃棄物処理事業は5億円の繰り越しで、災害廃棄物の受け入れをおおむね1年継続することとしたことによるものでございます。

2 番の農業用施設災害復旧費577万6,000円の繰り越しは、土地改良区への農業用排水路工事補助金でございますけれども、国庫補助率の決定が3月下旬になることによるものです。

3 番の道路橋梁災害復旧費1億4,484万7,000円の繰り越しは、震災による災害復旧工事のほか、10月22日の豪雨による災害復旧工事で国の災害査定が1月になったこと、また申請者3名にかかります私道整備助成金の繰り越しも併せてここに含んでございます。

4 番の都市計画施設災害復旧費9,887万円の繰り越しは、袋公園、川口沼親水公園の復旧工事でございますが、事業規模が大きく標準工期内で完了できないため繰り越しいたします。

5 番の社会教育施設災害復旧費1,933万5,000円の繰り越しは、海上野球場及び飯岡体育館、飯岡庭球場、飯岡野球場に係ります復旧工事費の繰り越しでございます。災害廃棄物の仮置き場等となっていることによるものでございます。

6 番の防災施設災害復旧費3,196万8,000円の繰り越しは、防災行政無線戸別受信機の購入でございますが、国庫補助金の内示が12月末であったことから、年度内の納品が困難なため繰り越すものでございます。

以上のとおり申し上げましたとおり、基金充当事業、それからその充当以外の事業、そして23年度から繰越事業を合計した24年度で実施いたします災害復興関連予算は、先ほど申し上げました国民宿舎施設解体事業を除きまして、26事業で13億1,296万7,000円となっております。

財政課からは以上でございます。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） では、議案第1号、平成24年度旭市一般会計予算のうち人件費について補足説明を申し上げます。

予算書の282ページをお開きください。

給与費明細書の一般職分でございます。

まず、上段の（1）総括の職員数につきましては、24年度、本年度705人、これは24年1月1日現在の各課に配置している職員数を基本に、退職者、それから採用者及び各会計間の移動等を考慮して24年度の配置予定数を計上したものでございます。前年度と比較しまして10人の減というふうになっております。

給与費のうち給料につきましては、本年度の予算額は26億3,756万8,000円、前年度と比較しまして5,826万2,000円の減となっております。これは、主に職員数の減によるもので、給与改定に伴う減額分と定期昇給による増加分及び退職等のいわゆる新陳代謝による減額分も含んでおります。

職員手当につきましては、その下段に内訳を記載してございます。まず、扶養手当です。手当の内容は、配偶者の扶養手当が月額1万3,000円、子ども等の扶養手当が1人6,500円です。前年度と比較して60万円の減につきましては、扶養人数が減少したことによるものでございます。

次に、住居手当です。手当の内容は、持ち家の場合は月額1,500円、借家の場合は家賃に応じて計算しまして、支給限度額は2万7,000円でございます。前年度と比較して68万5,000円の減額は、持ち家分の支給廃止に伴う経過措置による支給月額の減と借家分の支給人数の減によるものでございます。

次に、通勤手当です。内容は、自動車通勤の場合は、片道2キロ以上の者について距離数に応じて支給し、電車等の公共交通機関利用の場合は定期券等の運賃相当額を支給します。前年度と比較して75万3,000円の減額は、支給人数の減によるものでございます。

次の特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、それから下段の

休日勤務手当につきましては、前年度と同額でございます。

手当の内容は、特殊勤務手当は主に消防職員の火災出場等の手当で、金額は1回200円から500円。

次の時間外勤務手当は、平日の午後10時までは1時間当たりの時間単価に100分の125を乗じて得た額、週休日の午後10時までは100分の135を乗じて得た額、午後10時から翌朝の午前5時まではさらにそれぞれ100分の25を加算した額等を支給します。

次の宿日直手当は、休日に日直業務をした者に支給するもので、1回4,200円を支給します。

管理職職員の特別勤務手当でございますが、管理職の職員が緊急のため休日に勤務した場合は、6,000円から1万円の範囲で支給するものでございますが、実際には手当に替えて代休で処理することとしております。

次に、休日勤務手当は、休日に勤務した場合に1時間当たりの時間単価に100分の135を乗じて得た額を支給するものでございます。

次の管理職手当は、管理職の職務に応じて月2万7,800円から4万4,300円を支給するものです。前年度と比較しまして107万2,000円の減額は、管理職人数の減によるものでございます。

続いて、期末手当と勤勉手当でございます。期末手当の支給率は6月が1.225月、12月が1.375月。勤勉手当は、6月も12月も0.675月で、合計で年間の支給率は3.95月分というふうになります。前年度と比較して、期末手当は1,256万9,000円の減、勤勉手当は1,091万3,000円の減となっております。これは昨年の人事院勧告による給与改定、それから職員数の減により手当基礎額となる給料額の減によるものでございます。

次の子ども手当は、中学校修了前までの子どもを養育している職員に支給されるものでありまして、3歳未満の子どもについては月額1人1万5,000円、3歳から12歳までの子どもについては第1子と第2子は1人1万円、第3子以降は1人1万5,000円、中学生については1人1万円を支給されるものであります。なお、昨年10月の制度改正によりまして、3歳未満の子に係る支給額について1人当たり2,000円の増額、それから3歳以上の子に係る支給額については1人当たり3,000円が減額されたところでありまして、さらに支給対象となる子どもの人数の減少分を考慮し、前年度と比較して1,087万2,000円の減というふうになっております。

次は、夜間勤務手当でございます。これは午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務す

る職員に支給されるもので、1時間当たりの単価に100分の25を乗じた額を支給しており、対象につきましては主に消防職員でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、企画政策課が担当します事業について3点ほど補足説明をさせていただきます。

予算書の60ページを開いていただきたいと思います。

60ページの中段、説明欄3、医療福祉・食・交流の郷づくり事業でございます。この中に全く新しく始める旭市のイメージアップキャラクターについて、まず説明をしたいと思います。この予算書の60ページの説明欄の一番下、食糧費から次のページの13委託料、ホームページ作成委託料、ここまでがイメージアップキャラクターに関する予算であります。合計で140万円ほどでございます。

次に、62ページをお開きいただきたいと思います。

62ページの電子計算費、説明欄1番の広域情報ネットワーク運用事業です。これは平成16年度に旧1市3町合同で実施しました事業でございます。そのうちの説明欄13委託料というのがございます。電算機保守委託料というのは、広域情報ネットワーク機器の保守の委託ということでございます。それから、その下の14使用料及び賃借料の事務機器賃借料ですけれども、これは広域情報ネットワーク機器の賃借料ということでございます。

63ページをご覧いただきたいと思います。

説明欄の2番、電算システム運用事業です。ここでも同じように13委託料がございます。電算機保守委託料というのがございます。これは、住民情報系、内部情報系システム機器の保守委託ということでございます。そのすぐ下に電算業務委託料、同じような名前が続きます。これは住基法だとか、児童手当法改正に伴うシステムの改修に伴う業務委託でございます。それと、その下に14使用料及び賃借料、事務機器賃借料というのがございます。これも住民情報系システム、それから内部情報系システムの賃借料ということでございまして、この14の事務機器につきましては5年間の長期継続契約を行っている、こんな状況でございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、税務課のほうから平成24年度当初予算の市税について補

足説明を申し上げます。

予算書の11ページをご覧ください。

1 款市税でございます。平成24年度の市税の合計額は66億3,899万9,000円で、前年度比7,959万8,000円、1.2%の減を見込んでおります。内訳としましては、現年分が64億8,186万8,000円で、前年度比8,696万8,000円、1.3%の減でございます。滞納繰越分につきましては1億5,713万1,000円で、前年度比737万円、4.9%の増を見込んでおります。

続きまして、13ページのほうをお開きいただきたいと思います。

税目ごとの内訳でございますが、1 項 1 目の個人市民税につきましては26億7,499万円で、前年度比1,491万1,000円、0.6%の増を見込んでおります。このうち均等割につきましては、納税義務者3万2,231人を見込みまして、税率3,000円を乗じまして調定見込額9,669万3,000円といたしました。現年課税分収納見込み率につきましては95.3%で、前年度比0.1ポイントの減を見込んでおります。

続きまして、1 項 2 目の法人市民税でございますが4億5,237万9,000円で、前年度比7,786万円、20.8%の増を見込んでおります。現年課税分収納見込み率につきましては98.6%で、前年度比0.5ポイントの減を見込んだものでございます。法人市民税につきましては、前年度と比較しまして大幅な増となっておりますが、これにつきましては平成23年度当初予算につきましては法人税の実効税率5%引き下げを見込み、予算編成を行いました。震災の影響もあり実効税率の引き下げは行われませんでした。平成24年度市税予算編成に当たりましては、実効税率の引き下げを見込まなかったため、前年度と比較しまして大幅な増となったものでございます。

次に、2 項 1 目の固定資産税は26億9,115万円で、前年度比1億8,128万6,000円、6.3%の減を見込んでおります。減の理由につきましては、被災による影響と評価替えによる減価によるものでございます。現年度分収納見込み率は94.7%で、前年度比0.2ポイントの増を見込んだものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

3 項 1 目の軽自動車税は1億3,792万7,000円で、前年度比373万8,000円、2.8%の増を見込んでおります。現年分収納見込み率につきましては94.0%で、前年度比1.5ポイントの増を見込んだものでございます。増の理由としましては、11月末現在の課税対象の台数で軽四自動車の登録台数が増加したことによるものでございます。

続きまして、4 項 1 目の市たばこ税4億4,183万5,000円で、前年度比2,754万4,000円、

6.6%の増を見込んでおります。たばこ税につきましては平成23年度に増税となりまして、本数につきましては減となっておりますが、金額で増税前より増となっております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

6項1目の入湯税でございますが、576万円で前年度比412万3,000円、41.7%の減を見込んでおります。減の理由につきましては、いいおか荘の分の減によるものでございます。

続きまして、7項1目都市計画税につきましては2億3,050万9,000円で、前年度比1,777万7,000円、7.2%の減を見込んでおります。現年収納見込み率につきましては94.7%で、前年度比0.2ポイントの増を見込んだものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） まず60ページのホームページ作成委託料、これ去年もたしか問題となったと思うんですけれども、毎年なぜ300万円もかかるのかご説明をお願いします。

それから、61ページ、道の駅施設整備事業、昨年度道の駅等設置推進委員会を作ったこのような報告書、四百何十万円かけて、430万円でしたっけ、作ったにもかかわらず再度このような検討をするのはなぜか。この報告書が出てから、何も市役所のほうから出しっ放しでこれの位置づけがさっぱり分からないのでご説明願います。

それから、こちらの報告書にあります旭市道の駅等設置推進委員会名簿と新たに作る建設準備委員会、この中で重複しているメンバーは何人いるのかお知らせ願います。それから、旭市の外から呼ぶ方はどのような方がいるのかご教示願います。

それから、こちらの建設準備委員会は公開した議論なのか、非公開なのか、議事録は公表するのかもしれないのか、そちらについてもお教え願います。

以上です。

○委員長（木内欽市） 大塚委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） まず1点目、60ページの説明欄2番、インターネット活用事業の13委託料、ホームページ作成委託料のことでございます。これは、なぜこの金額なのかというところの質問だと思います。この根拠をちょっと読まさせていただきます。まず、ホームページ作成関連業務として旭市のウェブサイトというものを作ります。

それからまるごと旭どっことむというものを作ります。これが264万6,000円であると。それから2つ目としましてドメイン運用委託、維持管理業務ということでご理解いただきたいと思います。これが32万5,000円です。それから3つ目としましてSSL、セキュアサーバ更新維持業務というのがあります。これが18万9,000円。合わせて316万1,000円ということでございます。

次に道の駅、なぜこの厚い報告書を作ってまたさらにということなのかというご質問でございました。これはあくまでも、例えば場所にしても5か所を推進委員会の中で候補として決めたわけです。これは例えばの話ですが、これから1か所を決める作業があるわけです。そのために建設準備委員会を設置して進めていくというものでございます。それから、新たな名簿の中で今度は15人になります。その半分が元の委員、元は30人いたわけですけれども今度は15人、約半分で重複している方もやっぱり半分ということでございます。それから外から委員になっている方、その委員ではありませんで、あくまでもアドバイザーということで外から15人の委員の中には入らないということにしています。これは、総務省が推薦するものからお願いするというふうな予定になっております。これから正式にお願いするということでもあります。

それから議事録、会議やって公開するのかどうかということでもあります。この辺についてはもう少し検討させていただきたいと思います。まだ決定しておりません。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 大塚委員。

○委員（大塚祐司） まず初めに、ホームページ作成委託料ですね。こんなに要らない。なぜかという、旭市職員の中には通信会社勤務経験者もいらっしゃるし、自分たちで作れると思っています。適正な人材配置によりここは省けるんじゃないかなと、もう少し少なくていいのではないかなというふうに思っています。こちらのほうは答弁は結構です。まだ先の長い問題だと思いますので。

道の駅につきまして、こちらは非常に大きな予算が投じられようとしていまして、なおかつ影響も大きいと。企画政策課長ご存じかどうか知りませんが、千葉県に中心商業都市というのは5つあります。千葉市、柏市、成田市、茂原市、旭市、要するにここで周りから買い物をしに来ると。それから地元の人はもちろん地元で買う、それで地元購買率が食料品が県内の市町村で第2位なんです。それで飲食は外食5位。こういうところに多額の税金を使っていいものを安く売ったらどうなるか、地元の小売店どうなりますか。それはもうこちら

でも議論されていると思います。だから、できるだけ多くの人が集まるところ、外から来る人が集まるところに作る。それが中央病院なんですよ。そのところ十分、地元業者に配慮して、うわさにあるようなカインズホームのあの辺にでかいの作らないように、私としては望んでいます。

それから、このような大きなことをするので、当然、審議は公開、それから委員会も名簿も公開。それから全部、録音、録画、インターネットに統合管理しないと必ずこういう話というのはうまくいかなってきます。総務省のアドバイザーといっても、ふだん総務省の病院改革ガイドラインとか無視している旭市が、このようなときだけ総務省の權威を持ち出すというのはおかしいと思ひまして、本当だったら民間でうまく商売やっているような人たちを、いやこの事業うまくいかないからやめましようとか言える人を呼んだほうが本当はいいと思います。答弁は結構ですので、この公開した審議、それから議事録の公表、こちらを強く望みます。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありますか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 13ページ、市税、固定資産税ですか、これが震災の関係だということだからかなり減っておりますが、今、土地もかなり下がっております、それから新築家屋も年々減っているわけですね。そうしますと、かなりこれは将来的には減ってくると思うんですが、そういう推計がありましたらお願いしたいと思います。

それから62ページですか、広域情報ネットワーク運用事業6,161万円ということで計画してありますが、これはどのように現状利用しているのか、その辺をお尋ねします。

それから61ページ、道の駅の関係でございますが、ここに報償金234万円組んでありますが、道の駅、今までいろいろ話を聞いていますと、市で具体的にどういうふうにするんだという考えが全くないようなんですけれども、ほとんど外部頼み。そういう中で今後どういうふうにしていくのか、やはり市がこういう道の駅を作るんだという基本を作った中で、外部に委託するならいいと思うんですよ。ですからその辺、今後どういうふうにしていくのか。

それからあと282ページですか、この職員手当の関係の中で住居手当、通勤手当の関係ですが、これはどのように認定をしているのか。申請出たままでこれを支払いしているのかということですね。というのは私ちょっと思うのには、自分の家があってアパートを借りている、それにもこれ住居手当払われていると思うんですね。それから、自分の通勤の関係より

子どもの学校の関係で遠くに行っている人もいますよ。これにも住居手当払われる。それでなおかつ高い通勤手当払われる。これはちょっとおかしいんじゃないかと思います。そういう中で、もしあれであれば今後はどういうふうにしていくのか。

それからあと給料の関係でございますが、人事院勧告とか何とかということで今やっているわけでございますが、交付税の算定で職員給料なんかは減らされているわけですね。そういうのは全然考慮した給料体系をとっているのかどうか、その辺お尋ねをします。交付税であれですね、算定基準で職員給料なんかは減らされていますよね。その辺を含めた中で。

以上、お願いします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 固定資産税のお尋ねでございますけれども、初めに評価替えによる状況なんですけれども、土地につきましては平均2%の下落というふうなことで見ました。それから津波、液状化被害の地域につきましては、20%から25%の下落ということで、予算のほうは見ております。

なお、家屋につきましては再建築数の商店舗数が木造家屋が0.99、それから非木造家屋が0.96というような基準の改正がございました。プラス、旭市の場合、被災ということで市町村の評価によってその評価額を決定していいという国の通達がございまして、今回の場合、半壊以上につきましては建物の残存率というものを設けまして、それによって評価をしておりますので、実際のところ通常の減価分の固定資産税の減額なんですけれども、税額にしましてトータルで通常分の減価分が約1億7,400万円の減でございます。

それから震災分の減ということで、税額としまして2,500万円の減ということでございまして、たまたま震災がございましたのでこういう形になっておりますが、将来推計につきましては固定資産税については現在持っておりませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは61ページ、道の駅の報償費の関係でございます。61ページの説明欄5番の道の駅施設整備事業の8報償費でございます。

これは議案質疑でもございました。外部委託するんだよなということです。まさに1年間1人を頼んで、整備計画を作るまでをこの1人に頼むわけです。ただ、先ほど大塚委員さんのご質問でお答えしましたとおり15人のメンバーでこれから決めていくわけです。道の駅をどんなものにするか、どこにするか、どんな形でやっていくのかということを決めていくわ

けですので、この方にすべてを頼むということだけはありませんので、基本的には15人で決めます。整備計画なるものを総務省から推薦のあった方に頼むというのがこの報奨費でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから62ページ、広域情報ネットワーク運用事業の6,161万4,000円、どんなものということのご質問でございました。これは、あくまでも16年度に旧1市3町で作ったシステム。光ファイバーケーブルを使って住民情報系だとか内部情報系、教育情報だとかそういった情報をネットワークでもって組んでいるという、そんな運用システムであります。じゃ、どんなものかということであります。

この予算書の62ページから63ページにありますので、この辺の概要を説明しまして、答弁させていただきたいと思います。

需用費の修繕料ですけれども、これは光ファイバーケーブルが外に通っていますので、そのときの損傷のための予算であります。震災のときもそうでしたけれども、大風が吹いたとか、傷ついたものを修繕するための予算がこの400万円でございます。

それから役務費、回線使用料、ちょっとこの辺は省略させてもらいまして、委託料は先ほど説明させていただきました。

14の電柱使用料、これも電柱主のN T Tと東京電力に支払う電柱使用料、光ファイバーケーブルの使用料。

それから15の工事請負費は、光ファイバーケーブルを今度は新たに設置する施設、例えば新たに第二給食センターができますので、そこに持っていくための光ファイバーケーブルの敷設工事である。逆に解体・撤去工事は、例えば第三給食センターが今度は解体されますので、そこに伴う光ファイバーケーブルの撤去工事、そういったものを並べたのがこの6,161万4,000円ということでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） 予算書282ページ以降の給与費の説明した中での部分でありまして、住居手当、通勤手当、この確認方法、それと実際持ち家がある中においてはそういった部分というのはおかしいんじゃないかという部分であります。まず通勤手当、住居手当については、通勤手当については本人の申告という部分が出てきます。私はここに住んでいます、そこから地図でこういう形の中で役所へ来ますという部分について、うちのほうとしてはそういうものは地図で距離数等を確認しているものであります。

それから住居手当でございますが、当然住居手当、貸家という部分については契約書をつけてもらってその確認をしております。もう一つ、持ち家がある、それから子どもの関係で遠くからという部分、確かにございます。これについては、基本的にはあくまでもそこに住んでいる生計をしている場所という部分がありますので、そういう形の中で支給をしている。今後どうするかという部分については、今のところそういう形の部分で今後行くのではないかなというふうには感じますけれども、今お話がありましたので、そういうことも議論していきたいと思います。

それからもう一つですが給与費、給料なんですが、職員の給料かなり下がっているという、実際交付税の中で単位費用では課長クラスで37万8,000円から36万円ということで、で単位費用下がっております、交付税の中。当然我々もそういう部分の中においては下げております。一番顕著なものという部分については、18年の小泉構造改革があったときにそのものの給与費全体を抑制したという部分があります。そういった中で、当然ラスパイレスも見ながら給料もかなり下げてございます。そういった中で、当然交付税の中の単位費用も下がっているというふうに考えております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） まず先ほど1点目の固定資産税の関係ですが、土地が2%から20%に下がっているということですが、実勢もっと下がっていると思うんですね。これはそれ以上言ってもこれはしょうがないと思います。

それとあと道の駅の関係ですが、検討委員会の委員とか、これらに検討していただくということですが、やはり市としてやるからには市としてこういうものを作るんだと、そういう中で検討委員の皆様を検討してもらう。それから外部の委員の皆様方に検討してもらうのが本当だと思うんですよ。これではこの前も私、言ったけれども、いいおか荘も、みんな外部委託ですよ、結局失敗でしょう。それで、その答えとしては市は全然関係ない、その会社が悪いんだというような話になっちゃうわけですよ。ですから、あくまでも市としてまず基本だけは作る。そんな中で外部からの検討でやっていくと、こういうふうにしてもらいたいと思います。

それからあと給与の関係ですが、ラスパイレス指数とか何とか言いますが、結局交付税の中で給与の算定がかなり減額されているわけですよ。そうしますと、結局住民サービスがそれだけ、まあ交付税ですからどっちに使おうがこれは皆さん方の答えだと給与に使っ

たって、何に使ったって、印がないと言いますけれども、結局それだけ住民サービスが落ちるわけなんですよ。ですから、そういう中でやはり私は結局交付税の中でも算定基準が変わった中で、それもやっぱり一考する必要があると思います。

もう一点は、通勤手当とそれから住居手当ですか、それは確かにアパート借りましたと、ちゃんと契約書ありますよ。それから、その人がそこから通っていますと、当然、その証明は出ると思いますが、やはり一定の制限、これは設けて当然だと思うんですけども、民間だったら当然ですよ。みんなあれでしょう、ここへ勤めるための通勤手当なんです。子どもの通勤手当じゃないわけですよ。その辺は十分考慮して、どういうふうにするかこれから検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 高橋委員さん、道の駅のことでご質問ございました。これは、市としてこういうものを作るんだというものをしっかりやっていけということでもあります。少なくとも、大塚委員さんも先ほど公表するようにしろよなという強い要望がありましたので、議会のたびに今こういう状況です、こういう状況ですということを報告していきながら、進めたいと思います。きょうの段階では、こういうものをということがなかなか言えないところもありますので、議会のたびに報告するようにしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） まず住居手当、通勤手当については制限を設ける。先ほどお答えしましたけれども、現実的にはどこもそういうふうな形でやっているというふうに思っております。ただ、先ほどちょっと言いましたが、このことについてはまた議論していきたいというふうに思っています。

それと給与なんですが、これについては先ほど申し上げましたけれども、あくまでも単位費用という部分については、現実に合わせて形ということで単位費用は見ていると。当然、給料は構造改革含めて、それから人勸を含めて、それからラスの状況を含めた中で決定したもの、それに対する国の単位費用として下げているという部分でありますので、これについては制度としての部分だと思いますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それから道の駅の件ですが、経過は結構なんですよ。経過は結構と言うより、経過は当然報告してもらった中で、まず市としてこういうふうにするんだという基本を出していただきたいと思います。それだけです。

○委員長（木内欽市） ここで、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時 5分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

柴田徹也委員。

○委員（柴田徹也） それではお尋ねをいたします。

先ほど給与費のほうでかなりの減額になっていると、前年度から比べると。この給与が減っていくということは、本当に身を切るような思いだと思います。ただ、その額に比べて特に電算だとか、いろんな面で外部委託の金額が莫大になっていると思います。合併するとき、市が大きくなると優秀な専門職を雇用することができるというような一筆があったかと思うんですけども、やはりこの給与をそうやって減らされている。だけれども、その反面こういった外部委託という形で、その何倍も上回る金が出ているわけでございます。これだけ大勢の職員の皆さんがいらっしゃるわけで、先ほど大塚委員の話にもありました、中には優秀な職員もいるよと。例えば、電算にしてもその電算関係の仕事をされていた方もいらっしゃるということで、これだけ大勢の中には電算おたくというか、コンピュータが好きな人もいっぱいいると思うんですね。ですから適材適所といいますか、そういった人たちを集めてやってもらったらかかなりのものができるんじゃないかと思います。もちろん、専門になっていますので、その外部委託をする必要がある部分もあるかもしれません。だけれども全くの丸投げの状態と、職員の皆さんがこれはこうでこうでこうなっているよと、この部分はお前ら計算してくれよと、こういうのと、今度のシステムどうなっているんだ、おい頼むよ全部やってくれよというのと、全然違うと思うんですね。ですから、行政改革の課もできたわけでございますから、そういった課を作れとは言いませんけれども、電算室といいますか、

専門職であらゆる全部の課を統括して電算のやつを全部考える、そんな担当を私は作っていく必要があるんじゃないかなと思います。それから、新規の採用に向けてもやっぱりコンピュータに詳しい人を雇っていく。絶対この電算というのはこれからなくなっていくことはないと思う。ますます高度になっていくわけですから、そういった専門職を雇い入れていくということは、やっぱり人を減らすというのと、またプラスそういう専門職を養成していくというのは大事なことだと思います。ちょっとその辺お答え願います。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 専門職というお話がございました。これはちょっと議会の一般質問でもそういう質問が出ましたけれども、その例としてホームページのお話もありました。ホームページもまるっきり全部丸投げしているという部分ではないと思います。これにつきましても、ある程度知識のある者がその業者と話をしながら、その部分については業者にお願いする、この部分についてはこういう形で市でやりますよという中での部分というふうに私は理解しております。

それと大きな問題として、電算室というような市全体のコンピュータの金額が相当の額にある。その中においては、自前でそれをやったらどうだというお話になると思いますが、これはまた非常に難しい部分があるのではないかなというふうに考えます。例えば1つ例をとりますと、税法も毎年変わります。そうすると、その職員は最初はコンピュータのことをすべて分かったにしても、毎年毎年のそういった税法が変わったりとか制度が変わったりとか、そういう部分まで全部請け負って、市の職員がそういう最新の情報をとりながら市民にサービス、間違いないものを出すというのも非常に難しい部分も一つにはあるのかなというふうに考えております。

また、その人が専門であってもどんどん日々コンピュータも変わっておりますので、その中で対応していけるのかなと、いろんな部分もあるのではないかなと。そういうこともあって、電算についてもそういう基本的な考えがあって東広で電算室とかそういう部分を持ちながら、少なくともこの管内については一緒にやっていこうよというふうに、東広でやったこともあるわけですが、最終的にはどんどんコンピュータ管理になった中において、一部の部分しかできない状態にもなってくるので、個々が電算を導入しようというふうになったと思います。その中で、今言ったようにいろんな問題もやっぱりあるという部分については、今ここでそういう電算の専門の職員を雇った中での専門室という部分については、お答

えはちょっとできないということでございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 柴田徹也委員。

○委員（柴田徹也） 電算室を作って全部やれということじゃなくて、ある程度の基礎がないとやっぱり業者の方と詰めていく、いい条件、安い条件で契約をするということのも大事だと思うんです。莫大な金ですからやっぱりその努力は、私はこれ、すぐにしろというんじゃないくて、そういう気持ちで日々、電算室みたいなところも立ち上げていくということは考えなくちゃいけないと思うんですけれども、副市長、いかがでございましょうか。

○委員長（木内欽市） 副市長。

○副市長（増田雅男） ご提言ありがとうございます。

確かに、委員のおっしゃるようにそろそろそういう時代に入ってきているのかなという感じは持っております。それと、専門の職員を雇ってそういうのに作らせるほうが委託料なんかも減額できるだろうと、それも日々思っております。ただ、なかなかそういう人材を集める、そういうのがなかなか難しいのかなということもありますし、また雇って一生その人間を定年まで電算室に置いておくということもいかがかなと、そういうこともございます。

いずれにいたしましても、一応内部のほうでよくその辺は検討させていただきます。ありがとうございます。

○委員長（木内欽市） 柴田徹也委員。

○委員（柴田徹也） 一生同じ課でということ、そこまで言っているつもりはないんですけれども、ただし自分が好きな分野、力を発揮できる分野で働けるということは、これ職員の皆さんも幸せだと思うんですね。嫌な仕事をやっているよりは、伸び伸びと仕事ができるという意味で、私は逆にそれは幸せだと思うんですね。そんなにずっとそこに飼い殺しじゃなくて、そんな硬く考えておりませんけれども、そういう基礎ができると、今度は後に入った人がまたその指導のもとで同じようなレベルになっていくと、こういうレベルを上げていかなくても、コンピュータも最初から逃げちゃうと、もう全然はつつかなくなっちゃいますものですから、やっぱり今もう、これは検討しますじゃなくて行政改革推進課ができているわけですから、ぜひその一環として私は取り組む価値があると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに。

飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） 207ページ、消防費の中の一番最後、看板作製委託料472万5,000円、これは海拔表示のものだと思うんですが、約300か所と聞いていますが、その設置場所、どの辺のところまで設置するのかお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今、海拔表示板が一宮線の飯岡の部分にあります。今度は、それを片貝線まである程度延ばしまして、片貝線から海岸線、それと公共施設すべてに設置しようかというふうに考えています。

○委員長（木内欽市） 飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） ありがとうございます。

一宮線というぐらいじゃなくて、やっぱりある程度、人通りがあるところにもやっぱり若干表示するのはいいことだと思うんですよ。その表示の中でも、例えば5メートルの津波が来ればこの辺までは来るよとか、10メートルの場合は、そういったものというのはそれに附属はしないということですよね。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） 直接は附属はしませんが、きょうの新聞にも出ていましたけれども、今月中に津波の区域、これを県がはっきり表すという部分がありますので、それを見ながら海拔表示板についても検討していきたいと、そういうふうに考えます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） 例えばその表示板の色を変えて、10メートルの場合は色を変えて、この部分はこういう部分だよとかというのが分かるようになると、大分まあ難しいだろうけれども市民が分かるようになれば、大分違うのかなとは思いますが。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） それは費用面だと思うんですよね。色を変えていくとそれだけのお金がかかるという部分で、それでもそれだけの効果があるという部分があるならば、それはまた検討してみたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

太田將範委員。

○委員（太田將範） 職員の給与のことについて質問したいと思います。

正規職員の場合は、ここに載っておりますように交通費等の支給はありますけれども、非常勤職員に対する交通費の支給等はよく分からないんですが、あるのかどうか。これが第1点。

それから、庁舎内に職員の通勤車両がとまっていると思うんですが、これについてはそういったところの料金を徴収しているかどうか、また実態はどうなっているのかどうか、分かれば質問させていただきます。

○委員長（木内欽市） 太田將範委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 臨時職員等の部分……

（発言する人あり）

○総務課長（神原房雄） 非常勤職員、はい。通勤費については200円、最高300円というふうに決めております。

（発言する人あり）

○総務課長（神原房雄） 1日です。駐車場というのはこの敷地に……

（発言する人あり）

○総務課長（神原房雄） 向こう側、駐車場の部分、ここの中ですか。

（発言する人あり）

○総務課長（神原房雄） 基本的には職員の駐車場、本庁にすればすべて市民のための駐車場ということで、職員はここにはとめません。向こう側に大きく借りた場所があるので、そこにとめております。そこについては、職員1人1,000円という形の中での、それは互助会のほうから出費しております。基本的には出しているという形になります。ただ、ほかの庁舎、支所の庁舎とかそういう部分についてはとってはおりません。

以上です。

○委員長（木内欽市） 太田將範委員。

○委員（太田將範） 一昨年、滋賀県のほうと大垣市のほう視察行ったんですが、大体皆さんとっていますね。大体二・三千円とっているということで、市民の方にご了解をいただいていると。やはり、税務上もそれは現物給付になるわけですね。ですから、その分を上乗せして給料から天引きしなくちゃいけない、こうなるはずなんです。ですから、きちんと

その辺は明記して、使用料をきちんと徴収すべきだと思うんですね。要するに、利益が供与されているということになるわけです。ですから、その部分例えば給料が18万円であれば18万2,000円で源泉徴収しなきゃならない。こうなるはずなんです。ですから、そういう点も非常に不明確になりますので、この辺については検討していただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ちょっと広報紙のことでお尋ねしますが、今、広報紙は新聞折込でやっていますね。そういう中で今だんだんこの地域でも同じで核家族化が進んでいる。そしてまた最近孤独死ですか、この問題が多くなっている中で、市の職員が広報紙を地域を決めた中で配る。それが一つ市民のそういう問題点を解決する道にもなるのではないかと思いますけれども、その辺どういうふうに考えていますか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤 浩） 今、旭市のほうで新聞折込という形をとっているわけですね。それを職員が配って、その実態をということですが、今、経過措置の中で新聞折込をしたという経過もありまして、今、その辺の検討はまだしていないところです。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

柴田徹也委員。

○委員（柴田徹也） それでは、もう一点伺います。道の駅施設整備事業でございますが、今回報償費として234万9,000円、アドバイザーを1人雇い入れるということでございますが、これ予算書に出ております。道の駅を作るのは反対ではないんですけれども、それをどんなふうにつけていくのかということ、今この予算を通すと手放しちゃうわけですね。そして今度この先どうなってくるのか、もういきなりでき上がってきて、これでさあこれだということになるのか。やっぱりどんなものをつけていくかというのは、これから本当に大事なことでと思うんですね。ましてお金をかけて、かけちゃったら簡単に撤退できないわけで、これは未来永劫、今度引っ張るわけですね。そうすると大変なことになる可能性もあるわけで、今後についてちょっとお尋ねをいたします。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 道の駅どんなものを、これは高橋委員さん、大塚委員さん、やっぱりかなり心配しているところで、先ほどお答えしたとおりでありますけれども、これから先、とにかく15人のメンバーでいろいろ相談していきます。あくまでもアドバイザーに丸投げするというだけでは、それだけはありませんよということだけはご理解いただきたい。

これから基本的なものを、案をもちろん市は作ります。こんなものを作りたいというのももちろんあるんです。あれだけの厚い本があるわけですから、あれをベースにしてまとめてこれから議論していくわけですが、例えば場所をどこにするにしたらって用地交渉から入っていくわけですから、そういった経過を市がこんな資料で議論した、用地交渉こういう状況ですということをこれから細かく説明していきますよと先ほど申し上げましたので、その辺のところでは今どんなものを考えているというよりも、これからこんなものを考えているということで案で議論したところ、こういうものでしたということを報告しながらいきたいと思っていますので、どうかよろしくお願いします。その辺は報告しながらということで。だから、スタートの時点ではこんなものを作りたいという案はもちろん出します。15人の委員会の中では出しまして、いろんな議論があってその方向性が出てくるわけですので、その辺のところは……

（発言する人あり）

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） いえ、そういう経過を報告したいという。高橋委員さんは先ほど経過じゃなくて先にどんなものを作るのか、それを先に言えということなんですけれども、今の段階ではそれはあくまでも、先ほどの推進委員会で作った大塚委員さんの前にある厚い本の中が基本で行きますよということであります。

○委員長（木内欽市） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 今、課長、推進委員会の中で作ったこんな厚いものがありますよ。それが市の構想が、基本的な考えがどれだけ入っているのか、またこれだけ厚いものは誰がどこで作ったのか、ちょっとご説明いただけますか。

○委員長（木内欽市） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 高橋委員さんからは推進委員会で作った報告書、誰がどこでどういうふうにということで、あくまでも推進委員会で議論したことをまとめたのが大塚委員さんが今、見ているその報告書であるわけです。ですので、誰が、推進委

員会が作ったというものであります。もちろん事務局は市役所でやっているわけですから、市の職員も入っているわけですから、いろんな意見を事務局ももちろん入れながら、その1冊ができています。何回も同じこと言いますが、場所については5か所あるわけです。方式については3つの方式があるわけです。金額についても3つの金額があるわけです。では、どんなものをどのくらいの金額でどこにというのは、これから15人の委員さんに意見を聞いて進めていきたいという今の状態でございます。

○委員長（木内欽市） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） では、これは推進委員会だけで作って、外部の業者は全然入っていないということですか。その辺をお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 外部の者は入っていないのかということで、もちろんコンサルタントを頼んで、その冊子ができたわけであります。ですので、頼んでいないのかと言えば、頼みました。でも、意見は推進委員さんで出してもらう。コンサルが主になって出したわけではありません。例えば、金額10億にするのか7億にするのか何億にするのか、そういったものをコンサルに頼んで、では、資料を出してくれというものはもちろん出します。コンサルも書きました。でも、まとめたのは推進委員会の委員さんがまとめたということでご理解ください。この冊子を印刷したのはもちろんコンサルタント。そういったことでご理解をお願いします。

○委員長（木内欽市） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） では、この冊子にしたのはコンサル会社で、それでこれ幾らかかったんですか。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） では、この冊子をまとめたのは、印刷したのはコンサルでありますので幾らかかったか、400万円弱であります。申し訳ございません、決算のときの数字、今、言えなくて申し訳ございません。400万円弱ということです。よろしく願いいたします。

○委員長（木内欽市） 柴田徹也委員。

○委員（柴田徹也） そうすると、何か言葉がよく分からないんですけど、今ここで手を離れるともう15人の委員の意見で今5つある案の中で決まってくるわけですね。どこどこに作ってこんなものを作ると。それが結果的に議会にぼんと来て、この意見でのめと、こう来

るわけですね。それを聞きたいんです。その前のプロセスでは報告すると言いながら、では、まだ完成していない段階で相談があるのかどうなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 柴田徹也委員の質疑に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） ぼんと議会に提出するということはしません。

細かく、ベースは報告書をベースにしてこれから進めていくと。こんな議論があつてこういう方向に進んでいますよということを報告したいということで、これは何か同じことを何回も言っているようではすけれども、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） ないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案9号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第9号、平成23年度旭市一般会計補正予算（第5号）について補足説明を申し上げます。

本会議でも申し上げておりますけれども、改めて予算の規模をご説明いたしますと、今回の補正額4億5,600万円を加えた後の予算規模は330億6,600万円で、過去最高の額となっております。各事業内容につきましては、本会議でご説明したとおりでございますけれども、このたびの補正予算では3つの基金につきまして補正を予定しておりますので、その基金に係る平成23年度末の現在高の見込みについて申し上げます。

1点目は予算書の15ページになります。

17款2項1目の財政調整基金繰入金につきましては、当初予算におきまして1億1,000万円を取り崩す予定でございましたが、今回これをすべて減額いたしまして取り崩しをしないこととしております。この取り崩しをしないこととして、9月の補正予算で計上した平成22年度からの繰越金の2分の1相当額の積み立てによりまして、23年度末の財政調整基金の残高は27億4,987万1,000円となる見込みで、22年度末現在高より6億7,000万円ほど増となる見込みでございます。

2点目として、予算書の18ページになります。

2款1項1目一般管理費の庁舎整備基金積立金、これは基金を設置した平成20年度及び21

年度に引き続きまして3億円を計上するものでありまして、23年度末の基金残高は約9億円となる見込みでございます。

3点目は、すぐ下になります。4目の財政管理費の災害復興基金積立金です。2億5,488万円の計上でございます、去る9月議会におきまして市町村振興協会災害見舞金や一般寄附金を財源として基金を設置したものでございますけれども、このたびの補正は特別交付税の算入額の一部を積み立てるものでございまして、23年度末の基金残高は7億4,100万円となる見込みでございます。

財政課からは以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

大塚祐司委員。

○委員（大塚祐司） 18ページ、庁舎整備基金積立金、これは積み立てるのはいいんですけれども、幾ら積み立てるつもりなのか、どのようなものを作るつもりなのか教えていただけますか。

○委員長（木内欽市） 大塚祐司委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 幾らという最終の額は、すべての方が合意してる状況ではございませんけれども、庁舎整備基金を積み立てるという形で19年度から始まった段階では25億円程度を積み立てる。それは合併後すぐの基本計画策定の時点で、もう5億円掛ける5年という基本が1つございました。それは、後は財政状況を見ながらということでございまして、3億円ずつ今、積み立てている状況でございます。

どういうものというのは、まだ何も決定していないという状況でございます。

○委員長（木内欽市） 大塚祐司委員。

○委員（大塚祐司） これかなりお金かかる事業ですよね。それでインフラ、それから公共施設、これの更新にもお金がかかって、これ何度か委員会で2回質問しているんですけども、トータルで年間幾らインフラ、それから公共施設方針化、はじき出してその上でこれに幾らかけられるのか。それから、やるとしたらまた豪華なものを作るのではなく、なるべく抑えて、1平米25万円とか妙高市みたいな抑えてやるべきだと思うんですけども、そのビジョンが全く見えてこない。それで道の駅も幾らかけるのか全く見えない。このような中で、交付税が将来削られていく、本当に旭市これ大丈夫なのかなというふうに思うわけです。市

役所の職員の方々、優秀なんだろうけど、見通しがちょっと甘いんじゃないかなというふうに思うんですけども、要するにどこでもいいですけども、ここでもどこでも、どこかに高く建てるんですか。それとも1か所に集めるつもりなんですよ、市役所の機能としては。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） 新庁舎の建設については、当然今ばらばらになっている部分を1か所に集めるという部分であります。今、計画がないというご指摘がございました。確かに市庁舎についてはこの3.11の東日本大震災での復旧・復興、それから学校施設の建て替え、これは何度か聞いたことがあると思いますが、直接市民の利用に供する施設の耐震化を優先すべきということで遅らせたわけですが、今年の3月策定の総合計画の後期基本計画にも記載してございますけれども、今後の24年度から5年間につきまして、今回の新しい後期基本計画でございますけれども、これについては平成30年度の建設を目標とした建設計画を策定しますというふうに位置づけてございますので、今後、今、言ったような計画を進めたいと。当然、24年度から庁舎建設検討委員会であったり、それが1年でできるのか2年でできるのか分かりませんが、そういうものを実施した中において、その後に基本構想、基本計画が来るものだというふうに考えております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 大塚祐司委員。

○委員（大塚祐司） 何で私そんな心配しているかといいますと、この道の駅が坪100万円で計画されていまして、そんな豪華な庁舎、建てられたらたまったもんじゃないなというふうに思っていますので、今、最前列の方々も何年もせずに引退されるかもしれませんけれども、やはりこれはもう少し先の話で、後ろのほうに座っている若い職員方々も忘れないでいただいて、財政課長はまだ若いですけども、くれぐれも無駄なことをしないようお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） ないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第14号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例について補足説明を申し上げます。

本議案に関しましては、本会議において詳細についてご説明しておりますけれども、再度概要についてご説明をいたします。

地方税法が改正されまして、東日本大震災で被災した家屋に代わる家屋を取得した場合には、被災した家屋の面積分の固定資産税及び都市計画税を最初の4年間については2分の1、その後の2年間については3分の1を減額する制度が新たに設けられました。

これを受けまして、市では震災で半壊以上の被害を受けた方が平成26年までに新たに住宅を新築、または購入した場合、その固定資産税及び都市計画税の自己負担分を6年間減免するものでございます。

平成24年度予算におきましては、新築住宅の取得件数を30件と見込みまして、そのうち都市計画区域の件数を10件と見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第14号について、質疑がありましたらお願いいたします。

太田將範委員。

○委員（太田將範） 住宅に関しましては、新規の住宅につきましては最初の3年間ですか、これにつきましては減免の制度というんですか、軽減されていると思うんですけれども、それと今度の法律との関連をちょっとご説明をお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 太田將範委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 関連なんですけれども、今回ちょっと複雑に絡みがあるんですが、新築住宅、通常ですと120平米までにつきましては3年間税金のほうは2分の1というのがございます。新たに地方税法が改正されたものについては、残りの2分の1に対して、さらに2分の1を地方税法の改正で軽減するということで、残りの4分の1ですが、その分について市のほうで単独で軽減するということなんです、今言いましたように新築軽減は3年間でございますので、4年目からまたその新築軽減がなくなりますけれども、そのなくなった部分については地方税法が2分の1で、それから市のほうが2分の1ということで軽減をして、6年間そういう形で行っていきますので、年数によって金額的なものを市の持ち出し分が若干変わってくるということでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） ないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 議案第15号につきましては、本会議でも説明したとおりでございますが、本条例は新規条例でございます。条例制定の経緯ももう少し説明したいというふうに思います。

この経緯でございますが、千葉県の暴力団情勢といたしましては、警察の資料によりますと平成22年現在、約2,500人の暴力団勢力を確認しているということでございます。この数は、平成4年当時の約2,800人と比べてほとんど横ばい状態だということで、これらが活動資金獲得のため、市民生活に身近な場所において事業活動への不当な介入、地域社会に根づいた用心棒という、そういったみかじめ料の要求、それから生活保護制度等の社会制度を悪用した詐欺事件などが横行しているという状況の中において、今回このような情勢を拝見しまして全国の都道府県、市町村で暴力団を社会から排除するさまざまな取り組みの中の一つとして行われているものであります。

これは、本会議でも申し上げましたが、県においても昨年9月1日に暴力団排除条例を施行しました。今回の3月におきましても県下で35市町村、その前に9市町村実施しておりますけれども、そういった中で全体でこれを進めていこうという部分の中において、旭市においても暴力団排除条例の制定をしたものでございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第15号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ちょっとお尋ねします。

右翼関係はどうなんですか。最近、暴力団じゃ食えないからと、暴力団が右翼に転向しているのがありますね。そういうのはどうなのか。それからその会社の経営者がこれは暴力団じゃなかったと、しかしその中にその従業員として子どもがいた場合はどうなるのか。人格が違うんですからそれは問題はないと思いますが、その辺詳しくお聞きしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） あまりは詳しくないんですけども、基本的に右翼という部分については暴力団ではないと、あくまでも警察のほうで暴力団として見ているもの、組織がありますので、それを暴力団と。その中に右翼はないというふうに思います。それで、では、旭市にあるのかとか、どこが暴力団だという部分については、私のほうでは今、承知をしておりません。ただ、いろんな問題があったときには、すぐ警察とのつながりの中においてすぐ対応すると、そういった市民と行政、それと管轄する警察そのものが一体となって暴力団を排除していこうという部分で、あくまでもこちらが危害を加えるような部分じゃなくて、そういう理念を皆さん持っていきましょうという部分がこの条例の一番強いところでございます。

それから、その暴力団の個人という部分があると思いますが、その個人については基本的には尊重されるものというふうに考えています。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） ないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 議案第18号、旭市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴うものでありまして、詳細につきましては本会議で補足説明申し上げましたとおりでございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第18号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 議案第19号につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりで

ございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） この手数料ですか、これは近隣の市町村と比較してどうなっているんですか。同じなんですか、若干の違いがあるんですか、その辺。

○委員長（木内欽市） 消防長。

○消防長（佐藤清和） 近隣市町村、全国でよろしいですか。同じでございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第23号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案第23号につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございますので、この場では特に補足はございません。

○委員長（木内欽市） 議案第23号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第23号の質疑を終わります。

続いて、議案第24号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 議案第24号につきましても、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第24号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第24号の質疑を終わります。

続いて、議案第28号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 議案第28号につきましては、本会議で説明したこと以外に追加して

説明することはございません。よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第28号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第28号の質疑を終わります。

続いて、議案第30号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 議案第30号の千葉縣市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議ですが、これにつきましては組織団体である銚子市及び松戸市が平成24年4月1日から共同処理する事務の追加依頼があったということで、規約改正をしたものでございまして、特に説明してつけ加えるものはございません。よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第30号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第30号の質疑を終わります。

続いて、議案第37号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 契約案件でございますが、本会議で補足説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第37号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第37号の質疑を終わります。

以上で議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（木内欽市） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成24年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項につい

て、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に対する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市暴力団排除条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第37号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（木内欽市） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（木内欽市） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、資料を配ってございます東日本大震災に伴う国・県の支援金支給状況という 1 枚の横に表にしたものでございます。

これは、いつも市長が政務報告で件数と金額のみを言っていますので、改めましてこの表にまとめたものでございます。

この表の一番下から 3 行目の合計という欄があります。ここに 3 月 8 日現在の数字を並べてみました。津波の件数、液状化の件数、揺れの件数、それによって被害が起きた件数 3,696 件です。その右側は、国の支援金の受給者の数と金額を並べて合計 11 億 5,675 万円という数字になっております。その右側は県の支援金、これは液状化を中心とした支援金の合計の件数、178 件で 8,214 万円です。この数字を報告したかったわけであります。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 所管課の報告は終わりました。

所管事項で何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（木内欽市） 次に、請願の審査を行います。

財政課以外は退席してください。

ここで 12 時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午前11時58分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る3月2日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第1号、旭市建設工事入札における入札参加者の資格要件の制定を求める請願の1件であります。

それでは、請願第1号について審査に入ります。

本請願は、日下昭治議員と宮澤芳雄議員が紹介議員であります。

代表しまして、宮澤芳雄議員より説明をお願いいたします。

宮澤芳雄議員。

○紹介議員（宮澤芳雄） 本日は総務委員会の開催、誠にご苦労さまです。また、請願の趣旨説明に当たしまして、時間的なご配慮を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、これより請願の趣旨を説明させていただきます。

件名につきましては、旭市建設工事入札における入札参加者の資格要件の制定を求める請願。

請願者。旭市ニの528番地、旭市建設業災害対策協力会会長、阿部裕康。

紹介議員は、日下議員と私、宮澤です。

請願趣旨。旭市建設業災害対策協力会は、会員36社で構成され、従業員は584名の就業があり、旭地域の雇用に少なからず寄与していると自負しております。また、公共の福祉を尊び、災害に対し迅速かつ的確に対応して、旭地域へ貢献することを目的としています。

現在、旭市の建設工事への入札参加は、旭市内に支店もしくは営業所を設置していれば、誰でも参加できるのが現状であります。例えば、電話番号として従業員1人を在籍させるだけで入札参加することが可能です。

今後は、旭市の災害復旧業務等に関連して、実態のない建設業者が入札参加してくることが考えられます。もし、このような企業に旭市の建設工事の入札参加を許すならば、災害等の緊急時に的確・迅速な対応が困難と思われ、結果的に旭市の利益にならず、ひいては旭市民に不利益をもたらすことは明白です。

協力会一同は、平成23年3月11日の東日本大震災の災害復旧活動に旭市指導のもとで一致団結し、速やかに対応することができたと思います。

以上の理由により、今後の災害対策等に的確・迅速に対応するため、旭市建設工事入札における入札参加者の資格要件の制定を強く請願いたします。

旭市建設工事入札における入札参加者の資格要件。

1、旭市内に本店を有する者。

2、旭市内に建設業法（昭和24年法律第100号）に定める支店または営業所を有する者で、次のアからエに掲げる要件をすべて満たす者。

ア、支店または営業所等に見積もり、入札、契約締結及び履行など、契約の締結に係る実態的な行為が委任されていること。イ、法人の設立等に関する届出書による届出を行い、法人市民税を納付している者であること。ウ、直近の法人市民税の確定申告等における旭市分の従業員者数が2名以上であること。エ、旭市内における支店または営業所の営業年数が継続して5年以上あること。

3、上記の資格要件を満たしているかを確認するため、必要に応じ、臨時実態調査を行うものとする。

以上、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 宮澤芳雄議員の説明は終わりました。

続いて、財政課より参考意見がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今回、請願が出されたわけなんですけれども、実はこの市内業者及び準市内業者の認定基準ということで、これにつきましては平成23年11月1日付で旭市のほう既に持って告示してございます。

ただ、ここの中で請願の趣旨について、うちのほうの基準で一部合致しない部分がありますので、そこでだけちょっと申し上げますと、契約関係は委任されているのは当然でございますが、ウの2名という記述はございません。ただし、営業所を設置した場合には営業所の技術管理者が当然必要ですので、そのところは常駐になりますので、最低限、もう1名は必ずいるだろうというような、そういう前提のもとでうちのほうの基準は設定してございます。

それと、旭市内における支店、それから営業所の営業年数が継続して5年以上ということで、この5年なんですけれども、市の既に設置しているものについては1年という年数を区切ってございます。あと、近隣の市町村の状況をちょっと確認させていただいたんですけれども、5年という年数を区切っているのは県内で匝瑳市だけなんですけれども、この匝瑳市につきましても、この5年以上の営業実績を有する場合には、市内業者として取り扱う。要するに市内に本店がある業者として取り扱うという、そういう要綱でございます。

準市内、いわゆる営業所とか支店とかという形であった場合には、市外に本社があり、市内に5年未満の営業実績を有する建設業許可営業所を有する者ということで、これについては要するに年数の区切りはございませんで、ただし内規といたしまして500万円未満の工事のみしか参加を認めていないということは聞いております。あと成田市が3年、それから市原市が3年、それ以外は特に年数の定めはないという状況ではございます。

旭市のほうの認定基準はありますので、場合によってはこれはお出しすることができます。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

それでは審査をお願いいたします。

柴田徹也委員。

○委員（柴田徹也） お尋ねいたします。

3.11の大震災のときに、災害復旧活動が速やかに対応することができたと。これは本当に確かだと思うんですね。それと併せて、この間、大雪が降りましたよね。驚いたのは、大雪が降った朝、道路に出てみたら、もう除雪が全部済んでいたんですね。あれびっくりしました。あれもやっぱりこの市内業者のあれなんでしょうか。どういうネットワークになっているんでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 市内で、先ほど請願の表書きにございました建設業災害対策協力会というところがこれを組んでございます。これは昨年度に組みまして、当初28社でスタートして市と協定を結んでおります。何かあったときには、いち早く駆けつけて災害の対応をいたしますと。これは非常に心強いということで、総務課のほうが主になりまして、協定を結んだという状況でございます。その方たちに、いろんなことがあればお願いするということになっています。

○委員長（木内欽市） 柴田徹也委員。

○委員（柴田徹也） 驚いたのは、朝起きて雪だなといって起きて外に出てみたら、もう道路の除雪が済んでいたわけです。あれはどういう命令系統なんですか。業者が自主的にやったんですか、そうじゃないでしょう。驚きました、あの対応の早さに。

○委員長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、小さいもの維持補修については1者に年度当初に契約することがございます。それは、壊れたときにすぐやってくれという、その範囲の中の予算を定

めてありますからそこでやっていただきます。ただ、1者でできない場合には、今、代表の方に連絡をいたしますとそこから命令系統で行くと。それについての予算については、現在持っている予算の中で支給しますよと。要するに、言葉で依頼してその契約というのが後になってしまっているんじゃないかと言われると、それは非常に厳しい話であるんですけども、それは道路の復旧を最優先に考えているということで、その日のうちに当然お金の話はするという形になろうかと思います。

○委員長（木内欽市） 柴田徹也委員。

○委員（柴田徹也） 全然文句を言っているつもりじゃなくて、本当にすばらしいと思った。起きたのも朝早かったですよ。それなのにもう既に道路まで除雪されていて、個人がやったんじゃない、あれはもうちゃんとやったんですよね。やっぱりそういった対応ができるというのは、やっぱり市内業者の魅力だと思います。ありがとうございました。

○委員長（木内欽市） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 今、土建業者と市は災害協定みたいなものを結んでいると思うんですよね。その際にこの旭市に支店のある会社とはどうなっているのか。

それから、あと私が思うに市内業者というか、地元業者の育成ですか、そういうことで土建業者の場合にはよくうたってあるわけです。そういう中で、私が思うのにはやはりこの民間の競争原理、これをこういうもので縛って阻害するのはいかがかと思うんですね。そういう中で、当然入札になった場合、今度はある程度の金額のものになった場合、果たして旭市の業者だけで対応できるのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず1点目なんですけれども、市内業者ということ、支店の業者が入っているのかということでございます。災害対策協力会には支店は入っておりません。

それと、大きな工事等で逆に業者数が足りるのかということでございますが、ちょっと…、今、例えば土木一式工事でございますと、市内にAからDまでランクがあるんですけども、41社ございます。さらに、準市内としては3社ございます。ある特定の、土木一式は特に多いんですけども、建築も市内で28社という形で、市のほうの登録業者には名を連ねているという状況がございます。これが足りるか足りないかという判断なんですけれども、現実には工事が複数発生したときには非常に厳しい、はっきり言うと不調がないとは申し上げません。不調があったときには、当然区域を広げて銚子市、匝瑳市、香取市というような

区域の中で再度入札を実施することも23年度は現実としてあったということは、それは申し添えます。

○委員長（木内欽市） 日下昭治議員。

○紹介議員（日下昭治） 今、高橋委員からお話がありました競争原理というのを、当然私はこの請願の紹介議員を引き受ける際に申し上げたわけでございます。当然この今の入札は競争原理が働かなければ、もうどうしようもないでしょうと。それは、まずやっていただかなければならないと。

ただ、この災害対策協力会、最初28社ですか、今36社あるということでございますけれども、何か一昨年の10月ごろ、市と協定を結んだという話ですね。その際には、津波ということとは全然想定をしていたわけではなくて、台風だとか今ゲリラ豪雨だとか、そういったものに対する、できれば災害協定を結びながらそういった対応もしていけるという形の中でやられた。初めはそうだったらしいんです。そうしたら、昨年の3月11日の津波の震災があって、だから早速それが発揮できたということではございませんでしょうけれども、たまたまそういう形で数か月後にそういった事態に遭ったと。であったので、まだ申し合わせをしながらやっていたときだったからスムーズに行けたものと我々が確信しているところですよという話がされていたわけでございまして、当然、競争原理は働いていかなければならないと。そういうことは、常々受けるときには申し上げております。

それと心配いろんな面であるのが、今旭市がすごく工事多くなっていると思います。こういった災害を受けているところでございますので。そうしますと、落下傘という表現の仕方がいいのかどうか分かりませんが、支店登録をした中で誰もいないようなのを支店登録されている現状があるんですよ。全くそういった活動状況がないようなところでも、そういったところはぜひ市としてもそういったものを同等でないようにしてほしいというのが一つの趣旨だと思いますので、その辺もご理解いただければと思います。

○委員長（木内欽市） 太田將範委員。

○委員（太田將範） 全体として賛成する立場でちょっと発言させていただきます。

この支店、または営業所、特に営業所がないと経営審査を受けてもここに支店がないということではまずいということになると思うんですね。ですから、営業所を設置することになりますと、専任の技術者と経営管理業務責任者が必ず常駐するのが条件です。ですから、その2つの資格が重なっている方もいらっしゃるから、その場合は1人でいいんです。複数の工事種目が必要なときには、また2人以上必要になるということになろうかと思

います。

ですから、そういうことでは建設業法で規定されておりますものとおおり、先ほど課長が説明された中身で同じようなことが言えると思いますので、一定程度それが担保されているのではないのかなというふうに思います。それを含めた上で、もう少し敷居を高くするということについては、これからこういうものを作っていく上での一つの議論ではなかろうかと思います。

もう一つ、これは作っていく上での問題として、当然、県とか市の行政の発注ということになりますと、当然ことながら恐らく注文書とか契約書というのは、県様式を準用していると思います、旭市の場合は。ですから、その場合はかなり事細かに建設の中身について、例えば単価の契約が下請業者が受けられないような単価を指定してはいけないとか、下請業者がいなくなっちゃって、その下請が払えなくなった場合は元請責任がありますよということで、代理で元請さんが払いなさいという、こういう規定が随所で盛り込まれると思います。

ですから、もう一つはそういう下請契約の適正化ということと、公契約に基づく労賃、これがきちっと支払われるということが条件として、やはりこれからはこの契約の中に含めていただきたい、このように思うんです。

県の契約上、そういう形で盛り込まれている中身があると思うんですね。下請契約の尊重ということと、工事単価の問題。先ほど課長がおっしゃられていた業者の数ですね。私は監理技術者がいなくてもできるという工事につきましては、それほどうるさく言う必要ないんじゃないかと私は思うんです。特に2,500万円、5,000万円という監理技術者が必要な工事につきまして、特に土木の場合は結構業者いますよね。ですから競争原理が働くと思うんです。建築一式工事というのが極めて大きな業者がいなくなっちゃって、阿部さん一人ぐらいになっちゃっているわけです。そうしますと、そこだけ競争原理をどう働かせるかということになりますと、その辺だけ注意をすれば、おおむねこの今やっているやり方をもう少し厳しくする程度でいいのではないかとと思うんですね。その辺についてご回答をお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 太田将範委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 営業所として当然営業活動をしているかどうかという話、今ちょっと用紙1枚お配りしました。11月1日にもう既に旭市のほう作ってあったということで、その裏面を見ていただくとよろしいかと思うんですけれども、その中で上のほうに営業活動をしている人的配置、責任者の常駐であるとか、例えば常駐の基準、これはよその自治体

等を勘案してこのような形、少なくとも30時間以上はそこに必ず人がいるという、これはよその自治体もほぼ同じような形で規定しておりましたので、旭市のほうもこのような形にしています。唯一、今回の請願と違うとすれば、1年と5年というところがございます。そのこの部分は、どういう形にしていくのかというのは、当然、うちのほうは検討していかなければなりませんけれども、それはそのこの今回のご審議の中でいただければ、うちのほうはまた中で当然検討すると。

あと、下請の契約、それから建設業法に定められていること、それから各種通達、これは日々毎年いろんな形で出されてまいります。それについては、常にうちのほう留意しながらやっておりますので、下請等の契約についても今500万円以上の工事については検査のほうもうちのほうでやっておりますから、そういった書類がきちんとなされているかどうか、それらも含めてチェックをしているということがございますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと、物すごい小さな工事についてなんですけれども、それは銚子市なんかで小規模の工事だけ請けるような登録制度をとっているんですけれども、現実にはそこに出すものは非常に少ない。登録はしたけれども工事は来ないということで、逆に手間だけかけさせてということがあったので、小さいものについては登録していなくても出せますよというような話を各課にはして、小さな修繕は大工さん等をお願いしている状況もございますから、その辺は運用の中でやっているということもご理解いただければと思います。

○委員長（木内欽市） 太田将範委員。

○委員（太田将範） 大体のお答えは分かりましたけれども、やはり建設業法上、問題になっているところ、これはやっぱりきちっと盛り込んでいくような方法を入れていただきたいんですね。たしか旭市も契約書は千葉県の契約を準用していると思うんです。ですから、その中にすべて盛り込まれている中身に、下請の保護だとか、労務者の保護だとか、そういうものにつきましてはかなりうるさく書いてあります。履行しない業者は入れないという、そういう強い姿勢が必要だと思うんですね。ですから、その辺については今後も契約担当として指導していただきたいと思います。

今ちょっと心配なのは、昨年資料いただきましたけれども、土木工事の場合は70%の契約すれすれのところが相当多くの業者が受注している。これが下請に回ってきますと、材料費を含めて半分以上になっちゃうんですよ。これでね、ちゃんとした工事ができるかどうかというのは大変心配なことなんです。ですからこういうことも含めながら、そういった形で契

約そのものが最低保障できないようなものになってしまいますと、当然これから考えられるものは契約ができなくなってくると、こういう可能性が出てくるわけです。入札の辞退。現実にも東北のほうではかなり出ているんです。ですから、極めて低単価契約につきましては注意を要するというので、追跡調査をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） そのほか何かございませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 契約の際に、若干会社が足りなくなるということがあるわけですね。課長、そうでしょう。契約じゃなく入札の際に、現状では。ですから、そういう中で、私はあえてそう市内に縛る必要はないかと思います。それからここに営業所の設置要綱ですか、あのわけですから、この設置要綱に、市の現状の設置要綱に従ってやっていいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） そのほか何かご質疑ございませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） あまり縛りますと逆に市内業者に便利供与ということになっちゃうと思うんですよ。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） なければここで執行部は退席してください。

ここで、昼食のため1時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時24分

再開 午後 1時30分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

請願第1号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(木内欽市) 特にないようですので、請願第1号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長(木内欽市) 次に、討論を省略して採決いたします。

請願第1号、旭市建設工事入札における入札参加者の資格要件の制定を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(木内欽市) 賛成多数。

よって、請願第1号は採択と決しました。

なお、本会議で採択された場合には発議案の上程はせず、地方自治法第125条の規定により、その請願の処理の経過及び結果報告を請求することといたしますので、ご了解をいただきたいと思います。なお、請求に対する報告については、書面をお願いするものです。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(木内欽市) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(木内欽市) 以上で審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時34分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 木 内 欽 市